

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改 正 案

現 行

（届出事項）

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

一の二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

一の三 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合

（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

二十九 （略）

十八の二 長期信用銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している長期信用銀行及び連結子法人等（当該長期信用銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるもの）に帰属する部分を連結の範囲に含め（第二十七号及び第二十八号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十八の三・十九 （略）

二十 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合

（届出事項）

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

（新設）

二十九 （略）

十八の二 長期信用銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している長期信用銀行及び連結子法人等（当該長期信用銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるもの）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十八の三・十九 （略）

二十 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十九の二 会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第二十号の三において同じ。）を取得しようとする場合

二十九の三 会社法第百七十七条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第二十号の四において同じ。）の全部を取得しようとする場合

二十九の四 会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第二十号の五において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合

二十一～二十六 （略）

二十七 専ら長期信用銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該長期信用銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合

二十八 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

（略）

3 2 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合

場合  
(新設)

(新設)

(新設)

二十一～二十六 （略）

(新設)

(新設)

3 2 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合

(期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。)

三・十四 (略)

十五 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している長期信用銀行持株会社及び連結子法人等（当該長期信用銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるもの）をいう。（第二十三号及び第二十四号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十六・二十 (略)

二十九の二 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合

二十の三 会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式を取得しようとする場合

二十の四 会社法第百七十二条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合

二十の五 会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合

は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

（新設）

三・十四 (略)

十五 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している長期信用銀行持株会社及び連結子法人等（当該長期信用銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるもの）をいう。（第二十三号及び第二十四号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十六・二十 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

二十一・二十二 (略)

二十一・二十二 (略)

二十三 専ら長期信用銀行持株会社の自己資本の充実に資する資金

の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を

行うこととして設立された連結子法人等が当該長期信用銀

行持株会社以外の者から資本調達を行おうとする場合

二十四 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限  
前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償  
還をしようとする場合を含む。）

4  
10

4  
10

(新設)